

只見町U・Iターン等促進助成金交付要綱

平成28年3月18日訓令第3号

(趣旨)

第1条 只見町は、「自然首都・只見」に相応しい地域づくりをするために、健康で意欲に満ちた有為な人材を確保するため、只見町補助金等の交付等に関する規則（以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによりU・Iターン助成金、新規学卒定住助成金（以下、「助成金等」という。）を交付する。

(定義)

第2条 本要綱において次の各号に掲げる用語の定義、当該各号に定めるところによる。

- (1)就業 正規雇用及びパート、アルバイト等短期雇用をいう。就業場所は町内外を問わない。
- (2)定住 平成27年10月1日以降、町に住民登録を行い、生活基盤が町にあることをいう。
- (3)Uターン者 町民であった者が町外に転出し、再び町に住民登録をして、生活基盤が町にある者をいう。
- (4)Iターン者 町外出身者であり、新たに町に住民登録して、生活基盤が町にある者をいう。

(助成事業)

第3条 第1条に規定する助成金は次のとおりとし、助成金の範囲・助成要件・助成額は別表による。

- (1)U・Iターン助成金
 - (2)新規学卒定住助成金
- (助成金交付申請)

第4条 助成金等の交付を受けようとする者（以下「交付資格者」という。）はU・Iターン等促進助成金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付し、交付事由が生じた日から起算して6ヶ月以内に町長に申請しなければならない。

- (1)誓約書兼同意書（様式第2号）
 - (2)住民票の写し（世帯全員のもの）
 - (3)会社等の就業証明書、開業届等内容の分かるもの（起業の場合）
 - (4)その他町長が必要と認める書類
- (交付資格の喪失)

第5条 交付資格者は、申請までの間に次の各号に該当するときはその資格を失う。

- (1)只見町から住民票を異動したとき。
- (2)交付資格者又は同居の親族が町税又は町に納付すべき公共料金等を未納しているとき。
- (3)その他町長が適当でないと認めるとき。

(助成金の交付の決定)

第6条 助成金等の交付申請があったときは、交付の可否を決定し、その結果を助成金等交付決定通知書（様式第3号）又は却下決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求及び支出)

第7条 前条の決定により助成金等を交付決定された者は、助成金交付請求書（様式第5号）を、町長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第8条 助成金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、助成金の返還を命じることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月16日訓令第27号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日訓令第19号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

助成金名	助成対象事業の範囲及び助成要件	助成額
U・Iターン助成金	(1)只見町に原則60歳未満でU・Iターンし起業・就業した者で、6ヶ月以上定住し、3年以上定住の意志のある者。 (2)原則転勤者には支給しない。 (3)支給後の再転入は支給しない。 (4)新規学卒定住金支給後の転出・転入は支給しない。	夫婦20万円 単身10万円 子供18歳以下 1人につき10万円
新規学卒定住助成金	(1)新規学卒後、只見町に居住及び住所を有し起業・就業した者。	1人につき10万円